

電気通信番号規則の一部を改正する省令案

～端末設備を識別するための電気通信番号(IMSI)を
携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための措置について～
に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)

平成20年11月20日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信番号規則の一部を改正する省令案

～端末設備を識別するための電気通信番号(IMSI)を携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための措置について～

に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)

(敬称略)

意見提出者(計1件)			
	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社ウィルコム	代表取締役社長	喜久川 政樹

整理番号	意見概要	考え方
1	<p>当社は広帯域移動無線アクセス(BWA)サービスに関する特定基地局の開設認定を受け、次世代 PHS を基にしたサービスを 2009 年より開始すべく準備を進めております。当社が採用する次世代 PHS は国際的に認められた標準規格であり、今回同じく国際標準番号である IMSI が使用可能になることで国際ローミングに関する手続きが簡素化され、次世代 PHS ユーザの利便性が向上し、ひいてはこれから普及する BWA サービスの進展に大きく寄与するものと考えられることから、本改正案に賛同致します。</p> <p>【株式会社ウィルコム】</p>	<p>今回の電気通信番号規則の一部を改正する省令案に賛同されるご意見として承ります。</p>